

## 今週の指標 No.707 の変更について

図5「教育部門公務員の採用数・退職者数の推移」については、引用した「地方公務員給与の実態」の退職者数に臨時職員が含まれ、図中の退職者不補充分の考え方が誤っているとの指摘が文部科学省からあった。

「地方公務員給与の実態」の「別冊」に掲載されている「調査要領」によると（参考）に示す記述があり、図5で使用した「教育公務員」の退職者数には臨時職員は含まれない（臨時職員は統計中の「一般職員」にのみ含まれる）との定義になっている。

しかし、総務省公表の「地方公務員給与の実態」における退職者数と文部科学省が提示する退職者数との間の乖離については精査する必要があると考えられるため、図5とそれに関連する記述内容については、以下のとおり変更する扱いとしたい。

### （変更箇所）

1. ポイント 3 . 中の「採用者数と退職者数の推移では、90 年代後半から採用者の減少と退職者の増加により職員数が減少（図5）」を削除。
2. ポイント 4 . 中の「少子化と大量退職が続く見込みのため、都道府県定員削減の目標達成は教育部門を中心に十分達成可能な状況。行政サービスの質の確保に留意しつつ、職員の年齢構成の平準化などに配慮した定員管理を行う必要がある。」を「少子化と大量退職が続くと見込まれ、行政サービスの質の確保に留意しつつ、職員の年齢構成の平準化などに配慮した定員管理を行う必要がある。」に変更。
3. 図5 を削除。

### （参考）退職者数の定義（「地方公務員給与の実態（別冊）」調査要領の126ページ）

「本表（当方注：調査票の「退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調」）は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間に退職した一般職に属する職員（教育長は除く。）で、「職員の退職手当に関する条例案（昭28自丙行発第49号）」（以下「準則」という。）の適用の対象となるべき職員（以下「準則適用職員」という。）について、退職者数及び退職手当額を職員区分別、退職事由別、年齢別に調査するものであること。したがって、準則の適用を受ける臨時職員及び昭和37年改正準則附則第5項適用者（以下本表中では「非常勤職員」という。）を含むものであること。（太字は原文）

### （中略）

職員区分の「教育公務員」、「警察官」及び「特定地方独立行政法人職員」とは、調査要領の19表3～5（当方注：19表3～5は「職員区分別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調」での「教育公務員」、「警察官」及び「特定地方独立行政法人職員」の定義）の教育公務員、警察官及び特定地方独立行政法人職員と同じものであること。「一般職員」とは、「教育公務員」、「警察官」及び「特定地方独立行政法人職員」以外の職員をいうものであること。したがって、準則の適用を受ける臨時職員及び非常勤職員（特定地方独立行政法人に勤務する職員を除く。）は、「一般職員」に含まれ、「教育公務員」及び「警察官」には含まれないものであること。」（下線は当方）